



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*1 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	3
*2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	4
*3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	29
*4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	32
*5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	34
*6 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例	(健康推進課).....	36
*7 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	37
*8 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	48
*9 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	61

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成28年6月以降に支給する期末手当についての改正は、同年4月1日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 地域手当の級地区分を1区分増設するとともに、支給割合を改めました。(第14条の2及び附則第16項関係)

イ 初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第20条関係)

ウ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第24条関係)

エ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第1条、第8条及び別表第4関係)

(3) 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第23条の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成28年4月以降の地域手当に係る1の(1)のアの改正、同年6月以降の勤勉手当に係る1の(1)のウの改正、1の(2)及び(3)の改正は、同年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の職務の級を決定する基準となるべき職務を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 23 条及び第 26 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

ア 給料表の給料月額を引き上げました。(第 5 条関係)

イ 期末手当の支給割合を改めました。(第 6 条関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の号給を決定する基準となるべき職務の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 1 条及び第 5 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成 28 年 6 月以降の期末手当に係る 1 の (1) のイの改正及び 1 の (2) の改正は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 給料表の給料月額を引き上げました。(第 7 条及び別表関係)

イ 期末手当の支給割合を改めました。(第 10 条関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の号給を決定する基準となるべき職務等の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 1 条、第 7 条及び第 8 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成 28 年 6 月以降の期末手当に係る 1 の (1) のイの改正及び 1 の (2) の改正は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例

1 条例概要

国民健康保険法に基づき、和歌山県国民健康保険財政安定化基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 6 条及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 地域手当の級地区分を 1 区分増設するとともに、支給割合を改めました。(第 14 条の 2 及び附則第 11 項関係)

イ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第 20 条関係)

ウ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 2 及び別表第 3 関係)

- (2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 1 条、第 8 条及び別表第 1 関係)
- (3) 特別支援学校における栄養教諭の規定を追加しました。(第 2 条及び第 16 条関係)
- (4) 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 19 条の 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成 28 年 4 月以降の地域手当に係る 1 の (1) のアの改正、同年 6 月以降の勤勉手当に係る 1 の (1) のイの改正及び 1 の (2) ~ (4) の改正は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 地域手当の級地区分を 1 区分増設するとともに、支給割合を改めました。(第 16 条の 2 及び附則第 10 項関係)

イ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 1 ~ 別表第 3 関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 10 条及び別表第 4 ~ 別表第 6 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成 28 年 4 月以降の地域手当に係る 1 の (1) のアの改正及び 1 の (2) の改正は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 地域手当の級地区分を 1 区分増設するとともに、支給割合を改めました。(第 12 条の 2 及び附則第 9 項関係)

イ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第 22 条関係)

ウ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 2 関係)

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 7 条及び別表第 1 関係)

(3) 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 21 条の 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成 28 年 4 月以降の地域手当に係る 1 の (1) のアの改正、同年 6 月以降の勤勉手当に係る 1 の (1) のイの改正、1 の (2) 及び (3) の改正は、同年 4 月 1 日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 1 号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 3 月 1 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(8) 8 級地 100分の1.5

第20条第 1 項第 1 号中「41万2,200円」を「41万3,300円」に改め、同項第 2 号中「5万300円」を「5万500円」に改める。

第24条第 2 項第 1 号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第 2 号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100

	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
再	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
任	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
用	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
職	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
以	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
外	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
の	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
職	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000				
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300				

	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600				
員	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800				
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100				
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400				
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600				
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800				
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400	380,300					
	95		294,000	341,900	380,700					
	96		294,400	342,300	381,100					
	97		294,600	342,400	381,400					
	98		294,900	342,900	381,900					
	99		295,300	343,300	382,300					
	100		295,700	343,600	382,700					
101		295,900	343,900	383,000						
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								

	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000

	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
再	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
任	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
用	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
職	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
員	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
以	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
外	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
の	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
職	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
員	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		

80	267,700	323,500	391,200
81	269,100	324,600	391,800
82	270,400	325,400	392,400
83	271,700	326,100	393,000
84	272,900	326,900	393,600
85	274,100	327,400	394,100
86	275,200	327,900	394,600
87	276,500	328,400	395,100
88	277,700	328,900	395,800
89	278,700	329,200	396,200
90	279,900	329,700	
91	281,100	330,200	
92	282,300	330,700	
93	283,300	331,000	
94	284,300	331,400	
95	285,300	331,900	
96	286,300	332,400	
97	286,900	332,900	
98	287,800	333,400	
99	288,500	333,900	
100	289,400	334,400	
101	290,300	334,900	
102	291,000	335,400	
103	291,700	335,900	
104	292,400	336,400	
105	293,100	336,900	
106	293,600	337,300	
107	294,100	337,800	
108	294,600	338,200	
109	294,800	338,700	
110	295,200	339,100	
111	295,500	339,600	
112	295,800	340,000	
113	296,100	340,500	
114	296,400	340,900	
115	296,700	341,400	
116	297,000	341,800	
117	297,300	342,300	
118	297,700	342,700	
119	298,000	343,100	
120	298,400	343,500	
121	298,700	343,900	

再 任 用 職 員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
再	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
任	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300

	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
用	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
職	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
員	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
以	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
外	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
の	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
職	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
員	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	

	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再 任 用 職 員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900

再	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
任	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
用	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
職	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
員	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
以	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
外	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
の	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
職	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
員	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		

82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			
92		289,700	326,400	347,100			
93		290,100	326,700	347,500			
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			
105		293,300	329,900	352,100			
106			330,200				
107			330,600				
108			330,800				
109			331,000				
110			331,400				
111			331,800				
112			332,200				
113			332,400				
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200

	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
再	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
任	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
用	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
職	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	

員	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
以	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
外	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
の	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
職	94	280,400	313,800	347,200	365,200	
	95	281,300	314,500	347,900	365,600	
	96	282,300	315,100	348,500	365,900	
員	97	283,200	315,800	348,900	366,500	
	98	284,000	316,100	349,300	367,000	
	99	284,600	316,700	349,800	367,500	
員	100	285,500	317,400	350,200	368,000	
	101	286,300	317,800	350,700	368,600	
	102	287,100	318,400	351,100	369,100	
員	103	287,900	319,000	351,600	369,600	
	104	288,700	319,600	352,000	370,000	
	105	289,400	320,000	352,300	370,600	
員	106	289,900	320,500	352,800	371,100	
	107	290,400	321,000	353,200	371,600	
	108	290,900	321,500	353,500	372,100	
員	109	291,100	321,900	354,000	372,700	
	110	291,400	322,300	354,500	373,100	
	111	291,600	322,600	355,000	373,600	
員	112	292,000	322,900	355,500	374,100	
	113	292,300	323,300	356,000	374,700	
	114	292,500	323,700	356,500	375,100	
員	115	292,900	324,100	357,000	375,600	
	116	293,200	324,400	357,400	376,100	
	117	293,500	324,600	357,800	376,700	
員	118	293,800	324,900	358,200	377,100	
	119	294,100	325,300	358,700	377,600	
	120	294,500	325,500	359,200	378,100	
員	121	294,800	325,700	359,600	378,700	
	122	295,200	326,000	360,100		
	123	295,500	326,300	360,600		
員	124	295,900	326,600	361,100		
	125	296,100	326,800	361,400		

126	296,300	327,100
127	296,600	327,500
128	297,000	327,700
129	297,200	327,800
130	297,500	328,100
131	297,900	328,500
132	298,300	328,700
133	298,500	329,000
134	298,800	329,400
135	299,200	329,800
136	299,500	330,200
137	299,700	330,500
138	300,000	330,900
139	300,400	331,300
140	300,700	331,700
141	300,900	332,000
142	301,300	332,400
143	301,700	332,700
144	302,000	333,100
145	302,100	333,400
146	302,400	333,800
147	302,700	334,200
148	303,100	334,600
149	303,300	334,900
150	303,500	335,300
151	303,800	335,700
152	304,100	336,100
153	304,500	336,400
154	304,700	
155	304,900	
156	305,200	
157	305,500	
158	305,800	
159	306,100	
160	306,400	
161	306,800	
162	307,100	
163	307,400	
164	307,700	
165	308,100	
166	308,400	
167	308,700	
168	309,000	
169	309,400	

再 任 用 職 員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 8 条第 3 項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「等級別基準職務表（別表第 4）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第 23 条の 3 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 24 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 80」に、「100 分の 105」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 37.5」に、「100 分の 50」を「100 分の 47.5」に改める。

附則中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項を第 18 項とし、第 16 項を第 17 項とし、第 15 項の次に次の 1 項を加える。

（地域手当の特例措置）

16 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第 14 条の 2 の規定にかかわらず、同条第 2 項に規定する合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 8 条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務
4 級	困難な業務を行う係長又は主査の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務
6 級	1 本庁の課長の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務
7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務
8 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務
9 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務

イ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務
2 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務
3 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務

4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務
5 級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務

ウ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務
3 級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務
4 級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務

エ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務 2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「歯科衛生士等」という。）をいう。）の職務 3 福祉技師の職務
2 級	1 技師の職務

	2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務 3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務
3 級	副主査の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う副主査の職務
5 級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務 2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務 3 薬局長又は技師長の職務 4 主任の職務 5 困難な業務を行う主査の職務
6 級	総括専門員の職務
7 級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 和歌山県動物愛護センターの長の職務

オ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 福祉技師の職務 4 専任教員の職務 5 副主査准看護師の職務
3 級	1 副主査、副主査助産師、副主查看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務 2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務

4 級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務 4 困難な業務を行う副主査等の職務
5 級	1 病院の副部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 保健所の課長の職務 4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務
6 級	1 病院の部長の職務 2 困難な業務を行う病院の副部長の職務 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務

備考

- 1 この表において「本庁」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法第158条の規定に基づく和歌山県部設置に関する条例（昭和30年和歌山県条例第24号）により設置された部及び会計局並びにその分課
 - (2) 和歌山県議会事務局、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県監査委員事務局、和歌山県労働委員会事務局及び和歌山海区漁業調整委員会事務局
 - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第1項の規定により置かれた和歌山県教育委員会の事務局
 - (4) 警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により置かれた和歌山県警察本部（同法第54条第1項の規定により附置された警察学校を含む。）
- 2 この表において「振興局」とは、和歌山県振興局設置条例（平成9年和歌山県条例第45号）第1条の規定により設置された振興局をいう。
- 3 この表において「地方機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法第155条及び第156条の規定に基づき設置された行政組織及び分課（備考1に係るものを除く。）並びに同法第244条第1項に規定する公の施設を管理する機関
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により設置された和歌山県立の教育機関
 - (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）に規定する各警察署
- 4 この表において「試験研究機関」とは、和歌山県環境衛生研究センター、和歌山県工業技術センター、和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山県果樹試験場うめ研究所、和歌山県畜産試験場、和歌山県

畜産試験場養鶏研究所、和歌山県林業試験場、和歌山県水産試験場、和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立自然博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県警察本部科学捜査研究所をいう。

5 この表において「保健所」とは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定により設置された保健所をいう。

6 この表において「家畜保健衛生所」とは、家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第1条の規定により設置された家畜保健衛生所をいう。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第24条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（第24条第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

4 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する改正後の条例第14条の2第2項第8号の規定の適用については、同号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

(人事委員会規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の次に次の1項を加える。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例の適用除外)

7の2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当については、前項の規定は、適用しない。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第23条の表第 5 条第 3 項の項中「第 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同表第 5 条第 4 項の項中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 5 項」に改める。

第26条第 2 項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則又は教育委員会規則で定める」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による」に改め、同項に次の表を加える。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	行政職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)	教育職員の給与に関する条例の高等学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表	中学校教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表	警察官給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表	小学校、中学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)	市町村立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表	学校栄養職員給料表

別表第 1 中「146,500」を「149,000」に、「212,900」を「214,000」に、「252,900」を「254,000」に、「272,300」を「273,400」に、「287,400」を「288,500」に、「312,800」を「313,900」に、「354,500」を「355,600」に、「387,600」を「388,700」に、「438,700」を「439,800」に改め、同表備考 2 中「160,700円」を「163,200円」に、「180,800円」を「183,300円」に改める。

別表第2中「147,200」を「149,700」に、「197,000」を「199,700」に、「281,200」を「282,300」に、「323,600」を「324,700」に、「382,100」を「383,200」に改め、同表備考2中「165,600円」を「168,100円」に改める。

別表第3アの表中「249,900」を「253,100」に、「336,200」を「337,400」に、「390,600」を「391,800」に、「463,700」を「464,800」に改め、別表第3イの表中「176,600」を「179,200」に、「186,600」を「189,200」に、「241,200」を「242,300」に、「254,600」を「255,700」に、「279,800」を「280,900」に、「320,500」を「321,600」に、「362,700」を「363,800」に改め、同表備考2中「205,800円」を「208,400円」に改め、同表備考3中「165,300円」を「167,900円」に改め、別表第3ウの表中「161,300」を「164,200」に、「200,600」を「203,500」に、「260,300」を「261,400」に、「270,500」を「271,600」に、「286,800」を「287,900」に、「323,900」を「325,000」に改め、同表備考2中「209,200円」を「212,100円」に改める。

別表第4アの表中「157,100」を「159,800」に、「201,900」を「204,700」に、「328,800」を「329,900」に、「412,900」を「414,000」に改め、同表備考2中「176,900円」を「179,600円」に、「198,100円」を「200,800円」に改め、別表第4イの表中「157,100」を「159,800」に、「179,500」を「182,300」に、「322,100」を「323,200」に、「402,900」を「404,000」に改め、同表備考2中「176,900円」を「179,600円」に、「198,100円」を「200,800円」に改め、同表備考3中「201,900円」を「204,700円」に改める。

別表第5の表中「167,000」を「169,900」に、「250,600」を「252,000」に、「254,800」を「256,100」に、「286,200」を「287,400」に、「302,700」を「303,900」に、「316,800」を「318,000」に、「340,400」を「341,600」に、「375,600」を「376,700」に、「407,200」を「408,300」に改め、同表備考2中「199,500円」を「202,400円」に改める。

別表第6アの表中「157,100」を「159,800」に、「179,500」を「182,300」に、「322,100」を「323,200」に、「402,900」を「404,000」に改め、同表備考2中「176,900円」を「179,600円」に、「198,100円」を「200,800円」に改め、同表備考3中「201,900円」を「204,700円」に改め、別表第6イの表中「157,100」を「159,800」に、「201,900」を「204,700」に、「328,800」を「329,900」に、「412,900」を「414,000」に改め、同表備考2中「176,900円」を「179,600円」に、「198,100円」を「200,800円」に改め、別表第6ウの表中「165,300」を「167,900」に、「186,600」を「189,200」に、「241,200」を「242,300」に、「254,600」を「255,700」に、「279,800」を「280,900」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の表及び第26条第2項の改正規定並びに同項に表を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第6までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 4 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「392,000」を「393,000」に、「452,000」を「453,000」に、「514,000」を「515,000」に、「594,000」を「595,000」に、「691,000」を「692,000」に、「789,000」を「790,000」に改め、同条第 2 項の表中「326,000」を「327,000」に、「362,000」を「363,000」に、「390,000」を「391,000」に改める。

第 6 条第 3 項中「100分の155を」を「100分の160を」に改める。

第 2 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 任命権者は、第 1 号任期付研究員の給料表の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
1 号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
2 号給

(3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合
3 号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合
4 号給

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号給

第5条第6項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第4項」を「第5項」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 任命権者は、第2号任期付研究員の給料表の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の博士の課程（以下「博士課程」という。）を修了した直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給

(2) 博士課程修了後、特別研究制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号給

第6条第3項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 5 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「370,000」を「371,000」に、「418,000」を「419,000」に、「470,000」を「471,000」に、「531,000」を「532,000」に、「606,000」を「607,000」に、「708,000」を「709,000」に、「828,000」を「829,000」に改める。

第10条第2項中「100分の155を」を「100分の160を」に改め、同条第3項中「100分の155」とするを「100分の160」とするに改め、同条第4項中「警察官職員」を「警察官」に、「100分の155を」を「100分の160を」に改める。

別表第1中「146,500」を「149,000」に、「212,900」を「214,000」に、「252,900」を「254,000」に、「272,300」を「273,400」に、「287,400」を「288,500」に、「312,800」を「313,900」に、「354,500」を「355,600」に、「387,600」を「388,700」に、「438,700」を「439,800」に改め、同表備考2中「160,700円」を「163,200円」に、「180,800円」を「183,300円」に改める。

別表第2中「147,200」を「149,700」に、「197,000」を「199,700」に、「281,200」を「282,300」に、「323,600」を「324,700」に、「382,100」を「383,200」に改め、同表備考2中「165,600円」を「168,100円」に改める。

別表第3アの表中「249,900」を「253,100」に、「336,200」を「337,400」に、「390,600」を「391,800」に、「463,700」を「464,800」に改め、別表第3イの表中「176,600」を「179,200」に、「186,600」を「189,200」に、「241,200」を「242,300」に、「254,600」を「255,700」に、「279,800」を「280,900」に、「320,500」を「321,600」に、「362,700」を「363,800」に改め、同表備考2中「205,800円」を「208,400円」に改め、同表備考3中「165,300円」を「167,900円」に改め、別表第3ウの表中「161,300」を「164,200」に、「200,600」を「203,500」に、「260,300」を「261,400」に、「270,500」を「271,600」に、「286,800」を「287,900」に、「323,900」を「325,000」に改め、同表備考2中「209,200円」を「212,100円」に改める。

第 2 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第8条第2項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による」に改め、同項に次の表を加える。

特定業務等従事任期待職員行政職給料表	行政職給料表
特定業務等従事任期待職員研究職給料表	研究職給料表
特定業務等従事任期待職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
特定業務等従事任期待職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
特定業務等従事任期待職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)

第10条第2項から第4項までの規定中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第10条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期待職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（第10条の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期待職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第 1 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例

（設置）

第 1 条 国民健康保険の財政の安定化に資するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の 2 第 1 項の規定に基づき、和歌山県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（繰替運用）

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 6 条 基金は、法第81条の 2 第 1 項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合又は同条第 2 項に規定する不足額に相当する額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条及び附則第 3 項の規定は、平成30年 4 月 1 日か

ら施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。

（処分の特例）

- 3 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第7号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項に次の1号を加える。

(8) 8級地 100分の1.5

第20条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500

	37	221, 000	276, 000	397, 600	472, 100
	38	222, 800	278, 000	399, 100	
	39	224, 600	280, 000	400, 500	
	40	226, 400	282, 000	401, 900	
	41	228, 100	283, 900	403, 600	
	42	229, 800	286, 400	405, 000	
	43	231, 400	288, 700	406, 300	
	44	233, 000	291, 200	407, 800	
	45	234, 600	293, 400	409, 400	
	46	236, 000	295, 900	410, 700	
	47	237, 300	298, 300	412, 200	
	48	238, 600	301, 000	413, 800	
	49	240, 100	303, 400	415, 500	
	50	241, 600	305, 800	416, 900	
	51	242, 800	308, 300	418, 500	
	52	244, 300	310, 700	420, 000	
	53	245, 600	313, 100	421, 700	
	54	246, 800	315, 300	423, 200	
	55	248, 200	317, 400	424, 800	
	56	249, 400	319, 600	426, 400	
再	57	250, 700	321, 900	427, 900	
	58	251, 800	324, 000	429, 400	
	59	253, 000	326, 200	430, 600	
	60	254, 200	328, 200	431, 800	
任	61	255, 500	330, 400	433, 000	
	62	256, 900	332, 500	434, 300	
	63	258, 300	334, 700	435, 600	
	64	259, 500	336, 900	436, 800	
用	65	260, 900	338, 800	438, 000	
	66	262, 400	341, 000	439, 200	
	67	264, 000	343, 100	440, 400	
	68	265, 700	345, 300	441, 600	
職	69	267, 200	347, 300	442, 800	
	70	268, 600	349, 200	444, 000	
	71	270, 000	351, 300	445, 200	
	72	271, 500	353, 300	446, 400	
員	73	272, 600	355, 100	447, 500	
	74	274, 000	357, 000	448, 100	
	75	275, 400	358, 800	448, 600	
	76	276, 700	360, 700	449, 100	
以	77	278, 100	362, 600	449, 600	
	78	279, 300	364, 300		
	79	280, 500	366, 000		

外 の 職 員	80	281,700	367,600
	81	282,900	369,100
	82	284,100	370,600
	83	285,300	372,100
	84	286,500	373,500
	85	287,700	374,600
	86	288,800	376,000
	87	290,000	377,400
	88	291,200	378,700
	89	292,400	380,000
	90	293,500	381,300
	91	294,700	382,500
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,500	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	
108	311,400	400,700	
109	312,300	401,500	
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	

	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500

	37	220, 400	248, 100	366, 700	448, 000
	38	222, 100	250, 600	368, 200	
	39	223, 800	253, 100	369, 800	
	40	225, 500	255, 500	371, 400	
	41	227, 100	258, 200	372, 700	
	42	228, 800	260, 600	374, 100	
	43	230, 400	262, 800	375, 500	
	44	232, 000	265, 000	377, 000	
	45	233, 700	267, 200	378, 500	
	46	235, 200	269, 400	380, 100	
	47	236, 600	271, 600	381, 700	
	48	238, 000	273, 700	383, 200	
	49	239, 400	276, 000	384, 600	
	50	240, 800	278, 000	386, 100	
	51	242, 300	280, 000	387, 600	
	52	243, 500	282, 000	389, 000	
	53	244, 700	283, 900	390, 200	
	54	246, 100	286, 400	391, 500	
	55	247, 400	288, 700	392, 600	
	56	248, 600	291, 200	393, 700	
	57	249, 900	293, 400	395, 100	
	58	251, 100	295, 900	396, 300	
	59	252, 200	298, 300	397, 500	
	60	253, 400	301, 000	398, 800	
再	61	254, 800	303, 400	400, 000	
	62	256, 100	305, 800	401, 000	
	63	257, 300	308, 300	402, 400	
	64	258, 300	310, 700	403, 700	
任	65	259, 300	313, 100	404, 900	
	66	260, 700	315, 300	406, 000	
	67	262, 200	317, 400	407, 200	
	68	263, 700	319, 600	408, 300	
用	69	265, 300	321, 900	409, 300	
	70	266, 800	324, 000	410, 500	
	71	268, 300	326, 200	411, 700	
	72	269, 800	328, 200	412, 900	
職	73	271, 000	330, 400	413, 500	
	74	272, 200	332, 500	414, 300	
	75	273, 500	334, 700	415, 000	
	76	274, 800	336, 900	415, 500	
員	77	276, 200	338, 700	415, 800	
	78	277, 300	340, 600	416, 200	
	79	278, 500	342, 500	416, 600	

以	80	279,700	344,300	417,000
	81	281,000	346,100	417,300
外	82	281,900	347,900	417,700
	83	283,100	349,600	418,100
	84	284,300	351,400	418,400
	85	285,300	352,800	418,700
の	86	286,200	354,400	419,100
	87	287,200	355,900	419,500
	88	288,200	357,400	419,800
	89	289,300	358,800	420,100
職	90	290,200	360,100	420,400
	91	291,100	361,500	420,700
	92	292,000	362,900	420,900
	93	292,500	364,400	421,100
員	94	293,200	365,700	
	95	293,900	367,000	
	96	294,700	368,200	
	97	295,500	369,200	
	98	296,300	370,200	
	99	297,100	371,200	
	100	297,800	372,200	
	101	298,700	373,100	
	102	299,200	374,100	
	103	299,700	375,100	
	104	300,200	376,100	
	105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800		
107	301,100	378,700		
108	301,300	379,700		
109	301,500	380,500		
110	301,700	381,500		
111	302,000	382,500		
112	302,300	383,500		
113	302,500	384,100		
114	302,700	385,000		
115	302,900	385,900		
116	303,200	386,800		
117	303,500	387,600		
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		

	123	305,000	392,000		
	124	305,300	392,700		
	125	305,500	393,300		
	126		394,000		
	127		394,500		
	128		395,100		
	129		395,800		
	130		396,400		
	131		396,900		
	132		397,400		
	133		397,700		
	134		398,000		
	135		398,300		
	136		398,600		
	137		398,900		
	138		399,200		
	139		399,500		
	140		399,800		
	141		400,100		
	142		400,400		
	143		400,700		
	144		401,000		
	145		401,200		
	146		401,500		
	147		401,800		
	148		402,000		
	149		402,200		
	150		402,500		
	151		402,800		
	152		403,000		
	153		403,200		
	154		403,500		
	155		403,800		
	156		404,000		
	157		404,200		
再任用職員		224,000	269,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第 2 条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第 8 条第 2 項中「分類の基準は、人事委員会が定める」を「級の分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 1）に定めるとおりとする」に改め、同条第 3 項中「別表第 1」を「別表第 2」に、「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 16 条第 1 項第 3 号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第 19 条の 3 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 80」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 37.5」に改める。

附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項の次に次の 1 項を加える。

（地域手当の特例措置）

11 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第 14 条の 2 の規定にかかわらず、同条第 2 項に規定する合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 8 条関係）

等級別基準職務表

ア 高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
3 級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の教頭の職務
4 級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務

イ 中学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2 級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
3 級	中学校の教頭の職務
4 級	中学校の校長の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（第20条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は平成27年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から、第 1 条の規定（第20条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は同年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 第 1 条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年 3 月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 適用日から平成28年 3 月31日までの間における地域手当の支給に関する改正後の条例第14条の 2 第 2 項第 8 号の規定の適用については、同号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

(平成30年 3 月31日までの間における地域手当に関する特例の適用除外)

- 7 の 2 平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間における和歌山市又は橋本市に在勤する者に

係る地域手当については、前項の規定は、適用しない。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 8 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「標準的な」を削り、「教育委員会が人事委員会と協議して定める」を「小学校、中学校等教育職員給料表等級別基準職務表（別表第4）、高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表（別表第5）、学校栄養職員給料表等級別基準職務表（別表第6）及び事務職員給料表等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項の事務職員給料表等級別基準職務表は、職員の給与に関する条例別表第4等級別基準職務表ア行政職給料表等級別基準職務表を準用する。

第16条の2第2項に次の1号を加える。

(8) 8級地 100分の1.5

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

（地域手当の特例措置）

10 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第16条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500

	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	
	45	233,700	267,200	378,500	
	46	235,200	269,400	380,100	
	47	236,600	271,600	381,700	
	48	238,000	273,700	383,200	
	49	239,400	276,000	384,600	
	50	240,800	278,000	386,100	
	51	242,300	280,000	387,600	
	52	243,500	282,000	389,000	
	53	244,700	283,900	390,200	
	54	246,100	286,400	391,500	
	55	247,400	288,700	392,600	
	56	248,600	291,200	393,700	
	57	249,900	293,400	395,100	
	58	251,100	295,900	396,300	
	59	252,200	298,300	397,500	
	60	253,400	301,000	398,800	
再	61	254,800	303,400	400,000	
	62	256,100	305,800	401,000	
	63	257,300	308,300	402,400	
	64	258,300	310,700	403,700	
任	65	259,300	313,100	404,900	
	66	260,700	315,300	406,000	
	67	262,200	317,400	407,200	
	68	263,700	319,600	408,300	
用	69	265,300	321,900	409,300	
	70	266,800	324,000	410,500	
	71	268,300	326,200	411,700	
	72	269,800	328,200	412,900	
職	73	271,000	330,400	413,500	
	74	272,200	332,500	414,300	
	75	273,500	334,700	415,000	
	76	274,800	336,900	415,500	
員	77	276,200	338,700	415,800	
	78	277,300	340,600	416,200	
	79	278,500	342,500	416,600	

以 外 の 職 員	80	279,700	344,300	417,000
	81	281,000	346,100	417,300
	82	281,900	347,900	417,700
	83	283,100	349,600	418,100
	84	284,300	351,400	418,400
	85	285,300	352,800	418,700
	86	286,200	354,400	419,100
	87	287,200	355,900	419,500
	88	288,200	357,400	419,800
	89	289,300	358,800	420,100
	90	290,200	360,100	420,400
	91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900	
93	292,500	364,400	421,100	
94	293,200	365,700		
95	293,900	367,000		
96	294,700	368,200		
97	295,500	369,200		
98	296,300	370,200		
99	297,100	371,200		
100	297,800	372,200		
101	298,700	373,100		
102	299,200	374,100		
103	299,700	375,100		
104	300,200	376,100		
105	300,400	376,900		
106	300,800	377,800		
107	301,100	378,700		
108	301,300	379,700		
109	301,500	380,500		
110	301,700	381,500		
111	302,000	382,500		
112	302,300	383,500		
113	302,500	384,100		
114	302,700	385,000		
115	302,900	385,900		
116	303,200	386,800		
117	303,500	387,600		
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		

123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		
135		398,300		
136		398,600		
137		398,900		
138		399,200		
139		399,500		
140		399,800		
141		400,100		
142		400,400		
143		400,700		
144		401,000		
145		401,200		
146		401,500		
147		401,800		
148		402,000		
149		402,200		
150		402,500		
151		402,800		
152		403,000		
153		403,200		
154		403,500		
155		403,800		
156		404,000		
157		404,200		
再任用職員	224,000	269,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500

	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	
	41	228,100	283,900	403,600	
	42	229,800	286,400	405,000	
	43	231,400	288,700	406,300	
	44	233,000	291,200	407,800	
	45	234,600	293,400	409,400	
	46	236,000	295,900	410,700	
	47	237,300	298,300	412,200	
	48	238,600	301,000	413,800	
	49	240,100	303,400	415,500	
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,600	426,400	
再	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
任	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	
用	65	260,900	338,800	438,000	
	66	262,400	341,000	439,200	
	67	264,000	343,100	440,400	
	68	265,700	345,300	441,600	
職	69	267,200	347,300	442,800	
	70	268,600	349,200	444,000	
	71	270,000	351,300	445,200	
	72	271,500	353,300	446,400	
員	73	272,600	355,100	447,500	
	74	274,000	357,000	448,100	
	75	275,400	358,800	448,600	
	76	276,700	360,700	449,100	
以	77	278,100	362,600	449,600	
	78	279,300	364,300		
	79	280,500	366,000		

	80	281,700	367,600
外	81	282,900	369,100
	82	284,100	370,600
	83	285,300	372,100
	84	286,500	373,500
の	85	287,700	374,600
	86	288,800	376,000
	87	290,000	377,400
	88	291,200	378,700
職	89	292,400	380,000
	90	293,500	381,300
	91	294,700	382,500
	92	295,900	383,800
員	93	296,700	385,100
	94	297,700	386,200
	95	298,800	387,500
	96	300,000	388,700
	97	301,000	390,100
	98	302,100	391,100
	99	303,100	392,200
	100	304,200	393,200
	101	305,100	394,100
	102	306,200	395,100
	103	307,300	396,200
	104	308,300	397,300
	105	308,900	398,000
	106	309,800	398,900
	107	310,600	399,800
	108	311,400	400,700
	109	312,300	401,500
	110	312,700	402,400
	111	313,100	403,200
	112	313,600	404,000
	113	314,200	404,600
	114	314,600	405,300
	115	315,100	406,000
	116	315,600	406,700
	117	316,200	407,300
	118	316,700	407,800
	119	317,100	408,200
	120	317,600	408,600
	121	318,100	409,000
	122	318,500	409,300

	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100

	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
再	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
任	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
用	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
職	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
員	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
以	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
外	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
の	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
職	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
員	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700

80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	
98		291,500	328,100	349,100	
99		291,700	328,400	349,500	
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200		
107			330,600		
108			330,800		
109			331,000		
110			331,400		
111			331,800		
112			332,200		
113			332,400		
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

別表第 3 の次に次の 3 表を加える。

別表第 4 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務
2 級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務
3 級	小学校又は中学校の教頭の職務
4 級	小学校又は中学校の校長の職務

別表第 5 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	高等学校の助教諭又は講師の職務
2 級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務
3 級	高等学校の教頭の職務
4 級	高等学校の校長の職務

別表第 6 (第10条関係)

学校栄養職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	栄養士の職務

2 級	困難な業務を行う栄養士の職務
3 級	副主査栄養士の職務
4 級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務
5 級	困難な業務を行う主査栄養士の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定、第16条の2第2項に1号を加える改正規定及び別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例（第16条の2第2項に1号を加える改正規定及び別表第1から別表第3までの改正規定に限る。）による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する改正後の条例第16条の2第2項第8号の規定の適用については、同号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.5を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合」とする。

(教育委員会規則への委任)

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の次に次の1項を加える。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例の適用除外)

- 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当については、前項の規定は、適用しない。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第9号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項に次の1号を加える。

(8) 8級地 100分の1.5

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400

	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
再	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
任	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
用	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
警	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
察	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
官	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
以	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
外	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		

	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
の	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
警	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
察	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			
官	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000			
	94	299,400	323,000	349,400	383,000					
	95	300,500	324,400	350,900	383,600					
	96	301,800	325,700	352,400	384,100					
	97	302,900	326,900	353,700	384,500					
	98	304,100	328,200	354,900	384,900					
	99	305,300	329,500	356,000	385,500					
	100	306,500	330,800	357,200	386,000					
	101	307,700	332,200	358,300	386,400					
	102	308,700	333,100	359,400	386,900					
	103	309,800	334,200	360,500	387,500					
	104	310,800	335,400	361,700	388,000					
	105	311,600	336,500	362,900	388,300					
	106	312,200	337,600	363,400	388,700					
	107	312,800	338,600	364,000	389,200					
	108	313,500	339,700	364,600	389,500					
	109	314,000	340,900	365,200	389,800					
	110	314,500	341,900	365,700	390,300					
	111	315,000	342,900	366,200	390,800					
	112	315,600	343,800	366,700	391,300					
	113	316,400	344,700	367,100	391,600					
	114	317,100	345,600	367,500	392,100					
	115	317,800	346,600	368,100	392,600					
	116	318,500	347,600	368,600	393,100					
	117	319,100	348,600	369,000	393,400					
	118	319,900	349,100	369,500	393,900					
	119	320,600	349,700	370,100	394,400					
	120	321,400	350,300	370,600	394,900					
	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					

	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200						
	127		353,200	373,700						
	128		353,600	374,200						
	129		354,000	374,500						
	130	354,400	375,000							
	131	354,800	375,500							
	132	355,200	376,000							
	133	355,400	376,300							
	134	355,900	376,800							
	135	356,300	377,200							
	136	356,600	377,600							
	137	356,900	377,900							
	138	357,300	378,400							
	139	357,800	378,900							
	140	358,300	379,400							
	141	358,600	379,700							
	142	359,100								
	143	359,600								
	144	360,100								
	145	360,400								
再任用警察官		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

第 2 条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「人事委員会が定める」を「警察官給料表等級別基準職務表（別表第 1）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条第 3 項中「別表」を「警察官給料表（別表第 2）」に改め、同条第 4 項中「第 3 項」を「前項」に改める。

第 21 条の 3 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 80」に、「100 分の 105」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 37.5」に、「100 分の 50」を「100 分の 47.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（地域手当の特例措置）

9 警察官のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第 12 条の 2 の規定にかかわらず、同条第 2 項に規定する合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 7 条関係）

警察官給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	困難な業務を行う係員の職務
3 級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務
6 級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務
7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務
8 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務
9 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務

備考

- 1 この表において「警察署」とは、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）に規定する各警察署をいう。
- 2 この表において「警察本部」とは、警察法第47条第1項の規定により置かれた和歌山県警察本部（警察学校を含む。）をいう。
- 3 この表において「大規模な警察署」とは、和歌山県岩出警察署、和歌山県和歌山東警察署、和歌山県和歌山西警察署、和歌山県和歌山北警察署、和歌山県御坊警察署、和歌山県田辺警察署及び和歌山県新宮警察署をいう。
- 4 この表において「警察学校」とは、警察法第54条第1項の規定により附置された和歌山県警察学校をいう。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定

を適用する場合においては、同条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 4 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する改正後の条例第12条の2第2項第8号の規定の適用については、同号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の次に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例の適用除外）

- 7の2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当については、前項の規定は、適用しない。